

管理コード	提案事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・制度改正に係る特別措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の分類」の見直し	各府県からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
0920010	「伝統工芸」分野に従事する外国人職人の水仕許可要件の緩和及び「伝統工芸」分野に従事する活動に関する在留資格の創設	出入国管理法第22条の2、第22条第2項	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動については、在留資格「芸術」により、収入を伴わない我が国特有の文化若しくは技能について専門家の指導を受けてこれを修得する活動を行うとする場合は在留資格「文化活動」により、それぞれ本邦に入学・在留することが可能となっている。	拡充提案・制度改正に係る特別措置の番号・名称	海外職人の受入による伝統工芸分野の活性化及び国際化を目的とする。日本への永住許可を取得するには、10年間の生活実績が必要となる。日本への貢献度が高いと認められた場合には短縮できる緩和措置（特定事業505）があるが、他の特定事業と併用せねばならず、弊害がある。この緩和措置を併用しなくとも適用できる様にし、且つ、伝統工芸分野に従事する海外職人を対象とすることとする。さらに、現状の入管制度では伝統工芸分野に従事する活動での在留資格は認められていないため、新たにこれを創設する。これらにより、当該分野の発展を目指す。 提案理由： 少子高齢化等により、伝統工芸分野の後継者育成問題が深刻化しつつある。 金沢市が実施したアンケート結果によると、後継者が「いる」との回答は20%未満。従事者の年齢層は40～60代が8割を占めており、20代は、6%にとどまっている。これに加え、過去5年間の売上推移について「減少傾向」との回答が74%となっており、早急に対策を講じる必要がある（別紙 補足資料参照）。年間12万人の観光等外国人宿泊客が訪れる金沢で、現状の新規参入率（0.3%）を外国人向けに開放しても、年間360人の従事者拡大に繋がる。また情熱や目的意識を持って来日する外国人においては、修業に従事するにあたり、ほとんどもが不安定な生活のまま通じている。そのため、若手の伝統工芸分野3名を確保して従事する人材で受入先が証明出来るものがあれば、永住許可を取る生活費を3年程度にすることで、外国人就労者の雇用による国際化と後継者育成問題を解消する。	C	I・III	専門的・技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受入れについては、外国人労働者の受入れ範囲の拡大に資する、国内の労働市場の二重構造化とともに、労働条件の改善を妨げ、ひいては国内の求人充足・人材確保を妨げる懸念もあり、国民生活全体にわたる幅広い見地に立った慎重な対応が必要である。 伝統工芸分野の「修行」に従事する外国人は、専門的・技術的分野での就労とは認められず、実質的な単純労働者と思なざるを得ない。また、このような例外を容認すれば、多方面への波及が生じ、結局のところ、外国人労働者の安易な受入れ範囲拡大につながることから、御要望の実現は困難である。										1 0 0 4 0 1 0	社団法人 金沢青年会 協会	石川県	法務省 厚生労働省
0920020	保険医療機関である病院に近接する場所での民間保険調剤薬局による店舗型調剤薬局の規制緩和	健康保険法（大正11年法律第70号）第72条第1項、第72条第2項、第72条第3項、第72条第4項、第72条第5項、第72条第6項、第72条第7項、第72条第8項、第72条第9項、第72条第10項、第72条第11項、第72条第12項、第72条第13項、第72条第14項、第72条第15項、第72条第16項、第72条第17項、第72条第18項、第72条第19項、第72条第20項、第72条第21項、第72条第22項、第72条第23項、第72条第24項、第72条第25項、第72条第26項、第72条第27項、第72条第28項、第72条第29項、第72条第30項、第72条第31項、第72条第32項、第72条第33項、第72条第34項、第72条第35項、第72条第36項、第72条第37項、第72条第38項、第72条第39項、第72条第40項、第72条第41項、第72条第42項、第72条第43項、第72条第44項、第72条第45項、第72条第46項、第72条第47項、第72条第48項、第72条第49項、第72条第50項、第72条第51項、第72条第52項、第72条第53項、第72条第54項、第72条第55項、第72条第56項、第72条第57項、第72条第58項、第72条第59項、第72条第60項、第72条第61項、第72条第62項、第72条第63項、第72条第64項、第72条第65項、第72条第66項、第72条第67項、第72条第68項、第72条第69項、第72条第70項、第72条第71項、第72条第72項、第72条第73項、第72条第74項、第72条第75項、第72条第76項、第72条第77項、第72条第78項、第72条第79項、第72条第80項、第72条第81項、第72条第82項、第72条第83項、第72条第84項、第72条第85項、第72条第86項、第72条第87項、第72条第88項、第72条第89項、第72条第90項、第72条第91項、第72条第92項、第72条第93項、第72条第94項、第72条第95項、第72条第96項、第72条第97項、第72条第98項、第72条第99項、第72条第100項、第72条第101項、第72条第102項、第72条第103項、第72条第104項、第72条第105項、第72条第106項、第72条第107項、第72条第108項、第72条第109項、第72条第110項、第72条第111項、第72条第112項、第72条第113項、第72条第114項、第72条第115項、第72条第116項、第72条第117項、第72条第118項、第72条第119項、第72条第120項、第72条第121項、第72条第122項、第72条第123項、第72条第124項、第72条第125項、第72条第126項、第72条第127項、第72条第128項、第72条第129項、第72条第130項、第72条第131項、第72条第132項、第72条第133項、第72条第134項、第72条第135項、第72条第136項、第72条第137項、第72条第138項、第72条第139項、第72条第140項、第72条第141項、第72条第142項、第72条第143項、第72条第144項、第72条第145項、第72条第146項、第72条第147項、第72条第148項、第72条第149項、第72条第150項、第72条第151項、第72条第152項、第72条第153項、第72条第154項、第72条第155項、第72条第156項、第72条第157項、第72条第158項、第72条第159項、第72条第160項、第72条第161項、第72条第162項、第72条第163項、第72条第164項、第72条第165項、第72条第166項、第72条第167項、第72条第168項、第72条第169項、第72条第170項、第72条第171項、第72条第172項、第72条第173項、第72条第174項、第72条第175項、第72条第176項、第72条第177項、第72条第178項、第72条第179項、第72条第180項、第72条第181項、第72条第182項、第72条第183項、第72条第184項、第72条第185項、第72条第186項、第72条第187項、第72条第188項、第72条第189項、第72条第190項、第72条第191項、第72条第192項、第72条第193項、第72条第194項、第72条第195項、第72条第196項、第72条第197項、第72条第198項、第72条第199項、第72条第200項、第72条第201項、第72条第202項、第72条第203項、第72条第204項、第72条第205項、第72条第206項、第72条第207項、第72条第208項、第72条第209項、第72条第210項、第72条第211項、第72条第212項、第72条第213項、第72条第214項、第72条第215項、第72条第216項、第72条第217項、第72条第218項、第72条第219項、第72条第220項、第72条第221項、第72条第222項、第72条第223項、第72条第224項、第72条第225項、第72条第226項、第72条第227項、第72条第228項、第72条第229項、第72条第230項、第72条第231項、第72条第232項、第72条第233項、第72条第234項、第72条第235項、第72条第236項、第72条第237項、第72条第238項、第72条第239項、第72条第240項、第72条第241項、第72条第242項、第72条第243項、第72条第244項、第72条第245項、第72条第246項、第72条第247項、第72条第248項、第72条第249項、第72条第250項、第72条第251項、第72条第252項、第72条第253項、第72条第254項、第72条第255項、第72条第256項、第72条第257項、第72条第258項、第72条第259項、第72条第260項、第72条第261項、第72条第262項、第72条第263項、第72条第264項、第72条第265項、第72条第266項、第72条第267項、第72条第268項、第72条第269項、第72条第270項、第72条第271項、第72条第272項、第72条第273項、第72条第274項、第72条第275項、第72条第276項、第72条第277項、第72条第278項、第72条第279項、第72条第280項、第72条第281項、第72条第282項、第72条第283項、第72条第284項、第72条第285項、第72条第286項、第72条第287項、第72条第288項、第72条第289項、第72条第290項、第72条第291項、第72条第292項、第72条第293項、第72条第294項、第72条第295項、第72条第296項、第72条第297項、第72条第298項、第72条第299項、第72条第300項、第72条第301項、第72条第302項、第72条第303項、第72条第304項、第72条第305項、第72条第306項、第72条第307項、第72条第308項、第72条第309項、第72条第310項、第72条第311項、第72条第312項、第72条第313項、第72条第314項、第72条第315項、第72条第316項、第72条第317項、第72条第318項、第72条第319項、第72条第320項、第72条第321項、第72条第322項、第72条第323項、第72条第324項、第72条第325項、第72条第326項、第72条第327項、第72条第328項、第72条第329項、第72条第330項、第72条第331項、第72条第332項、第72条第333項、第72条第334項、第72条第335項、第72条第336項、第72条第337項、第72条第338項、第72条第339項、第72条第340項、第72条第341項、第72条第342項、第72条第343項、第72条第344項、第72条第345項、第72条第346項、第72条第347項、第72条第348項、第72条第349項、第72条第350項、第72条第351項、第72条第352項、第72条第353項、第72条第354項、第72条第355項、第72条第356項、第72条第357項、第72条第358項、第72条第359項、第72条第360項、第72条第361項、第72条第362項、第72条第363項、第72条第364項、第72条第365項、第72条第366項、第72条第367項、第72条第368項、第72条第369項、第72条第370項、第72条第371項、第72条第372項、第72条第373項、第72条第374項、第72条第375項、第72条第376項、第72条第377項、第72条第378項、第72条第379項、第72条第380項、第72条第381項、第72条第382項、第72条第383項、第72条第384項、第72条第385項、第72条第386項、第72条第387項、第72条第388項、第72条第389項、第72条第390項、第72条第391項、第72条第392項、第72条第393項、第72条第394項、第72条第395項、第72条第396項、第72条第397項、第72条第398項、第72条第399項、第72条第400項、第72条第401項、第72条第402項、第72条第403項、第72条第404項、第72条第405項、第72条第406項、第72条第407項、第72条第408項、第72条第409項、第72条第410項、第72条第411項、第72条第412項、第72条第413項、第72条第414項、第72条第415項、第72条第416項、第72条第417項、第72条第418項、第72条第419項、第72条第420項、第72条第421項、第72条第422項、第72条第423項、第72条第424項、第72条第425項、第72条第426項、第72条第427項、第72条第428項、第72条第429項、第72条第430項、第72条第431項、第72条第432項、第72条第433項、第72条第434項、第72条第435項、第72条第436項、第72条第437項、第72条第438項、第72条第439項、第72条第440項、第72条第441項、第72条第442項、第72条第443項、第72条第444項、第72条第445項、第72条第446項、第72条第447項、第72条第448項、第72条第449項、第72条第450項、第72条第451項、第72条第452項、第72条第453項、第72条第454項、第72条第455項、第72条第456項、第72条第457項、第72条第458項、第72条第459項、第72条第460項、第72条第461項、第72条第462項、第72条第463項、第72条第464項、第72条第465項、第72条第466項、第72条第467項、第72条第468項、第72条第469項、第72条第470項、第72条第471項、第72条第472項、第72条第473項、第72条第474項、第72条第475項、第72条第476項、第72条第477項、第72条第478項、第72条第479項、第72条第480項、第72条第481項、第72条第482項、第72条第483項、第72条第484項、第72条第485項、第72条第486項、第72条第487項、第72条第488項、第72条第489項、第72条第490項、第72条第491項、第72条第492項、第72条第493項、第72条第494項、第72条第495項、第72条第496項、第72条第497項、第72条第498項、第72条第499項、第72条第500項、第72条第501項、第72条第502項、第72条第503項、第72条第504項、第72条第505項、第72条第506項、第72条第507項、第72条第508項、第72条第509項、第72条第510項、第72条第511項、第72条第512項、第72条第513項、第72条第514項、第72条第515項、第72条第516項、第72条第517項、第72条第518項、第72条第519項、第72条第520項、第72条第521項、第72条第522項、第72条第523項、第72条第524項、第72条第525項、第72条第526項、第72条第527項、第72条第528項、第72条第529項、第72条第530項、第72条第531項、第72条第532項、第72条第533項、第72条第534項、第72条第535項、第72条第536項、第72条第537項、第72条第538項、第72条第539項、第72条第540項、第72条第541項、第72条第542項、第72条第543項、第72条第544項、第72条第545項、第72条第546項、第72条第547項、第72条第548項、第72条第549項、第72条第550項、第72条第551項、第72条第552項、第72条第553項、第72条第554項、第72条第555項、第72条第556項、第72条第557項、第72条第558項、第72条第559項、第72条第560項、第72条第561項、第72条第562項、第72条第563項、第72条第564項、第72条第565項、第72条第566項、第72条第567項、第72条第568項、第72条第569項、第72条第570項、第72条第571項、第72条第572項、第72条第573項、第72条第574項、第72条第575項、第72条第576項、第72条第577項、第72条第578項、第72条第579項、第72条第580項、第72条第581項、第72条第582項、第72条第583項、第72条第584項、第72条第585項、第72条第586項、第72条第587項、第72条第588項、第72条第589項、第72条第590項、第72条第591項、第72条第592項、第72条第593項、第72条第594項、第72条第595項、第72条第596項、第72条第597項、第72条第598項、第72条第599項、第72条第600項、第72条第601項、第72条第602項、第72条第603項、第72条第604項、第72条第605項、第72条第606項、第72条第607項、第72条第608項、第72条第609項、第72条第610項、第72条第611項、第72条第612項、第72条第613項、第72条第614項、第72条第615項、第72条第616項、第72条第617項、第72条第618項、第72条第619項、第72条第620項、第72条第621項、第72条第622項、第72条第623項、第72条第624項、第72条第625項、第72条第626項、第72条第627項、第72条第628項、第72条第629項、第72条第630項、第72条第631項、第72条第632項、第72条第633項、第72条第634項、第72条第635項、第72条第636項、第72条第637項、第72条第638項、第72条第639項、第72条第640項、第72条第641項、第72条第642項、第72条第643項、第72条第644項、第72条第645項、第72条第646項、第72条第647項、第72条第648項、第72条第649項、第72条第650項、第72条第651項、第72条第652項、第72条第653項、第72条第654項、第72条第655項、第72条第656項、第72条第657項、第72条第658項、第72条第659項、第72条第660項、第72条第661項、第72条第662項、第72条第663項、第72条第664項、第72条第665項、第72条第666項、第72条第667項、第72条第668項、第72条第669項、第72条第670項、第72条第671項、第72条第672項、第72条第673項、第72条第674項、第72条第675項、第72条第676項、第72条第677項、第72条第678項、第72条第679項、第72条第680項、第72条第681項、第72条第682項、第72条第683項、第72条第684項、第72条第685項、第72条第686項、第72条第687項、第72条第688項、第72条第689項、第72条第690項、第72条第691項、第72条第692項、第72条第693項、第72条第694項、第72条第695項、第72条第696項、第72条第697項、第72条第698項、第72条第699項、第72条第700項、第72条第701項、第72条第702項、第72条第703項、第72条第704項、第72条第705項、第72条第706項、第72条第707項、第72条第708項、第72条第709項、第72条第710項、第72条第711項、第72条第712項、第72条第713項、第72条第714項、第72条第715項、第72条第716項、第72条第717項、第72条第718項、第72条第719項、第72条第720項、第72条第721項、第72条第722項、第72条第723項、第72条第724項、第72条第725項、第72条第726項、第72条第727項、第72条第728項、第72条第729項、第72条第730項、第72条第731項、第72条第732項、第72条第733項、第72条第734項、第72条第735項、第72条第736項、第72条第737項、第72条第738項、第72条第739項、第72条第740項、第72条第741項、第72条第742項、第72条第743項、第72条第744項、第72条第745項、第72条第746項、第72条第747項、第72条第748項、第72条第749項、第72条第750項、第72条第751項、第72条第752項、第72条第753項、第72条第754項、第72条第755項、第72条第756項、第72条第757項、第72条第758項、第72条第759項、第72条第760項、第72条第761項、第72条第762項、第72条第763項、第72条第764項、第72条第765項、第72条第766項、第72条第767項、第72条第768項、第72条第769項、第72条第770項、第72条第771項、第72条第772項、第72条第773項、第72条第774項、第72条第775項、第72条第776項、第72条第777項、第72条第778項、第72条第779項、第72条第780項、第72条第781項、第72条第782項、第72条第783項、第72条第784項、第72条第785項、第72条第786項、第72条第787項、第72条第788項、第72条第789項、第72条第790項、第72条第791項、第72条第792項、第72条第793項、第72条第794項、第72条第795項、第72条第796項、第72条第797項、第72条第798項、第72条第799項、第72条第800項、第72条第801項、第72条第802項、第72条第803項、第72条第804項、第72条第805項、第72条第806項、第72条第807項、第72条第808項、第72条第809項、第72条第810項、第72条第811項、第72条第812項、第72条第813項、第72条第814項、第72条第815項、第72条第816項、第72条第817項、第72条第818項、第72条第819項、第72条第820項、第72条第821項、第72条第822項、第72条第823項、第72条第824項、第72条第825項、第72条第826項、第72条第827項、第72条第828項、第72条第829項、第72条第830項、第72条第831項、第72条第832項、第72条第833項、第72条第834項、第72条第835項、第72条第836項、第72条第837項、第72条第838項、第72条第839項、第72条第840項、第72条第841項、第72条第842項、第72条第843項、第72条第844項、第72条第845項、第72条第846項、第72条第847項、第72条第848項、第72条第849項、第72条第850項、第72条第851項、第72条第852項、第72条第853項、第72条第854項、第72条第855項、第72条第856項、第72条第857項、第72条第858項、第72条第859項、第72条第860項、第72条第861項、第72条第862項、第72条第863項、第72条第864項、第72条第865項、第72条第866項、第72条第867項、第72条第868項、第72条第869項、第72条第870項、第72条第871項、第72条第872項、第72条第873項、第72条第874項、第72条第875項、第72条第876項、第72条第877項、第72条第878項、第72条第879項、第72条第880項、第72条第881項、第72条第882項、第72条第883項、第72条第884項、第72条第885項、第72条第886項、第72条第887項、第72条第888項、第72条第889項、第72条第890項、第72条第891項、第72条第892項、第72条第893項、第72条第894項、第72条第895項、第72条第896項、第72条第897項、第72条第898項、第72条第899項、第72条第900項、第72条第901項、第72条第902項、第72条第903項、第72条第904項、第72条第905項、第72条第906項、第72条第907項、第72条第908項、第72条第909項、第72条第910項、第72条第911項、第72条第912項、第72条第913項、第72条第914項、第72条第915項、第72条第916項、第72条第917項、第72条第918項、第72条第919項、第72条第920項、第72条第921項、第72条第922項、第72条第923項、第72条第924項、第72条第925項、第72条第926項、第72条第927項、第72条第928項、第72条第929項、第72条第930項、第72条第931項、第72条第932項、第72条第933項、第72条第934項、第72条第935項、第72条第936項、第72条第937項、第72条第938項、第72条第939項、第72条第940項、第72条第941項、第72条第942項、第72条第943項、第72条第944項、第72条第945項、第72条第946項、第72条第947項、第72条第948項、第72条第949項、第72条第950項、第72条第951項、第72条第952項、第72条第953項、第72条第954項、第72条第955項、第72条第956項、第72条第957項、第72条第958項、第72条第959項、第72条第960項、第72条第961項、第72条第962項、第72条第963項、第72条第964項、第72条第965項、第72条第966項、第72条第967項、第72条第968項、第72条第969項、第72条第970項、第72条第971項、第72条第972項、第72条第973項、第72条第974項、第72条第975項、第72条第976項、第72条第977項、第72条第978項、第72条第979項、第72条第980項、第72条第981項、第72条第982項、第72条第983項、第72条第984項、第72条第985項、第72条第986項、第72条第987項、第72条第988項、第72条第989項、第72条第990項、第72条第991項、第72条第992項、第72条第993項、第72条第994項、第72条第995項、第72条第996項、第72条第997項、第72条第998項、第72条第999項、第72条第1000項、第72条第1001項、第72条第1002項、第72条第1003項、第72条第1004項、第72条第1005項、第72条第1006項、第72条第1007項、第72条第1008項、第72条第1009項、第72条第1010項、第72条第1011項、第72条第1012項、第72条第1013項、第72条第1014項、第72条第1015項、第72条第1016項、第72条第1017項、第72条第1018項、第72条第1019項、第72条第1020項、第72条第1021項、第72条第1022項、第72条第1023項、第72条第1024項、第72条第1025項、第72条第1026項、第72条第1027項、第72条第1028項、第72条第1029項、第72条第1030項、第72条第1031項、第72条第1032項、第72条第1033項、第72条第1034項、第72条第1035項、第72条第1036項、第72条第1037項、第72条第1038項、第72条第1039項、第72条第1040項、第72条第1041項、第72条第1042項、第72条第1043項、第72条第1044項、第72条第1045項、第72条第1046項、第72条第1047項、第72条第1048項、第72条第1049項、第72条第1050項、第72条第1051項、第72条第1052項、第72条第1053項、第72条第1054項、第72条第1055項、第72条第1056項、第72条第1057項、第72条第1058項、第72条第1059項、第72条第1060項、第72条第1061項、第72条第1062項、第72条第1063項、第72条第1064項、第72条第1065項、第72条第1066項、第72条第1067項、第72条第1068項、第72条第1069項、第72条第1070項、第72条第1071項、第72条第1072項、第72条第1073項、第72条第1074項、第72条第1075項、第72条第1076項、第72条第1077項、第72条第1078項、第72条第1079項、第72条第1080項、第72条第1081項、第72条第1082項、第72条第1083項、第72条第1084項、第72条第1085項、第72条第1086項、第72条第1087項、第72条第1088項、第72条第1089項、第72条第1090項、第72条第1091項、第72条第1092項、第72条第1093項、第72条第1094項、第72条第1095項、第72条第1096項、第72条第1097項、第72条第1098項、第72条第1099項、第72条第1100項、第72条第1101項、第72条第1102項、第72条第1103項、第72条第1104項、第72条第1105項、第72条第1106項、第72条第1107項、第72条第1																			

管理コード	提案事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・制度創設に係る特例の名称・番号	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府庁からの提議に対する回答	再検討要請	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁			
0920070	介護保険法における被保険者の住所の特例について	介護保険法第9条、13条	住所の特例制度は介護施設(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設)に適用されている。		65歳以上の第1号被保険者の住所の異動に際して、前住所地に15年以上継続的に居住し、住民税、介護保険料(第1号及び第2号)を納めてきた場合に限り、原居サービス、地域密着型サービスであっても被保険者は前住所地の被保険者のままとし、要介護の状態となり介護サービスを利用する場合は、前住所地の被保険者から給付を受ける被保険者の住所の特例を提案する。 (※)15年以上の継続的な居住を自認する理由 第2号被保険者となる40歳から第1号被保険者となる55歳までの2.5年間のうち、半数以上の期間、生活を維持し、住民税や介護保険料を負担する居住地を主たる住所地とすることができ、そこから15年以上を自認とする。	本市郊外には多くの別荘分譲地があり、豊かな自然や温暖な気候を求め、定年退職後に転入する高齢者も多く、当市の平成23年4月の高齢化率は32.4%で、全国平均を大きく上回っている。転入により当市の被保険者となった高齢者が、転入後に要介護の状態となったときは、当市の被保険者として保険給付を受けることとなり、転入する高齢者の増加は、介護保険財政の負担増につながる。そのような大都市部の抱える介護の課題を改善する方法として、本案により、当市において転居後に安心して介護サービス全般が受けられる体制を整え、大都市部から高齢者の積極的な受入れを大都市部と当市が連携し、進めることが可能となる。	C	I	○介護保険制度においては、 ①市町村が住民にもっとも身近な基礎的自治体であって、地域の実情を踏まえ高齢者のニーズにきめ細かく対応することができ、 ②市民に対するサービス提供及び保険財政の両面について一体的な責任を負う主体として市町村を位置づけるとともに、 ③介護保険施設等によるサービスについては、その所在する市町村に過大な財政負担が生じ、他の府県に比べて高齢者が減少するといった財政的不均衡を回避するため、特例的に住民主義を修正して、入居後、入居前に住居していた市町村が被保険者として保険給付を行うこととしていること(住所地主義の特例)。 ○ご提案のように、住所地主義の特例の適用を、長期にわたり継続的に他の市町村に居住していた者が転入先において原居サービスや地域密着型サービスを利用する場合にまで拡大することについては、各市町村において、その自治体におけるサービス水準に見合った保険料を設定するという健全な介護保険制度運営の観点から妥当ではないものと考えます。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	C	I	首都圏においては、地価の高騰から需要がありながら介護施設の建設が難しい状況があるとされている。また、地方においては、深刻な経済不安に悩んでいる実情があり、当市においても、地価の高騰や温泉と、青い森、緑の山などの豊かな自然環境がありながら、観光産業は低迷を続け、今後の経済が不安定な状況にあります。そこで、介護保険は、住所地の自治体が被保険者として制度運営することが基本と考えますが、自治体の実情が異なれば、地域密着型サービスにも適用することを再提案いたします。首都圏自治体の住民は、引き続き首都圏の自治体の被保険者となるため、地方に転居しても安心して介護サービスを利用したり、地方のグループホームを利用したりすること等が可能なこと、介護施設入所にあたって介護施設が所在する自治体の住民と同等の強い(優遇)については、介護施設入所の選択幅が広がります。また、地方にとっては、介護産業の活性化による地域再生の可能性が期待できます。首都圏と地方が介護保険制度の中で運営することにより、都市と地方の格差が縮小し、高齢者に対する対応がより公平で、格差の解消にもつながることを思います。	前回お答えしたとおり、また、貴市においてご認識いただいているとおり、健全な介護保険制度運営の観点から、住所地の市町村が被保険者として介護保険制度を運営することが基本であると考える。また、介護保険制度においては、一定年齢以上のすべての国民に対して介護サービスを保障するため、全国一律のルールに基づき被保険者と被保険者の関係を定めていることであり、自治体間で任意に被保険者資格を変更することが可能にすることは、被保険者の地位及び権利義務関係を不安定にするものであり適切ではない。なお、再検討要請意見中「地方に転居しても安心して介護サービスを利用したり」以下に記載いただいたご意見については、住所地主義の特例の適用とは無関係であると考える。						1 0 1 0 0 1 0	伊東市	静岡県	厚生労働省
0920080	理容室・美容室に関する規制の見直し	理容師法 第6条の4、第12条 美容師法 第7条、第12条の3、第13条	・理容師(美容師)は、理容所(美容所)以外の場所において、その業務をすることはできない。 ・理容師(美容師)である従業者の数が常時2人以上である理容所(美容所)の開設者は、当該理容所(当該美容所)を衛生的に管理するために、理容所(美容所)ごとに、管理者を置かなければならない。		1 病院・特別養護老人ホーム等医療・福祉施設に設置する理・美容所の作業場の共用化 2 上記1の場合、理・美容師である従業者の数がそれぞれ常時2名以上である場合に、配置が必要な管理理・美容師は管理理容師、管理美容師いずれか1名で可とする。 上記により、施設への理・美容所設置を促進し、利用者の利便性の向上と雇用機会の拡大を図る。 作業場の共有化で理容師が美容行為を、美容師が理容行為を行う事例の懸念もあるが、対象を病院、福祉施設に特定しているため、立入の強化を行うことが可能と考える。	【現状】病院、特別養護老人ホーム等医療・福祉施設への理容所・美容所の併設は、利用者の利便性向上等に有効だが、その作業場は、各々、別個に設けることとされ共用は認められていないこと、従業者として理容師、美容師がそれぞれ2名以上配置される場合、各々に管理理容師、管理美容師を配置する必要があることから、併設は進んでいない。 【実施内容・提案理由】 1 医療・福祉施設に理・美容所を設置する場合、スペースが限られているため、理・美容所の施設を共用できるとする。 2 理・美容師である従業者の数がそれぞれ常時2名以上である場合に、配置が必要な管理理・美容師は管理理容師、管理美容師いずれか1名で可とする。 上記により、施設への理・美容所設置を促進し、利用者の利便性の向上と雇用機会の拡大を図る。 作業場の共有化で理容師が美容行為を、美容師が理容行為を行う事例の懸念もあるが、対象を病院、福祉施設に特定しているため、立入の強化を行うことが可能と考える。	C	I	理容所、美容所はそれぞれ理容業務又は美容業務を行うために設けられた施設であり、構造基準も異なっていることから混在することは困難である。 また、理容師、美容師は、異なる教科課程を有する理容師養成施設、美容師養成施設において、それぞれ理容、美容を業として行うに際して必要な法令の内容、理容、美容においてそれぞれ使用する器具の取扱方法、それぞれの専門技術を修得し、養成施設を卒業後、それぞれ異なる試験内容の理容師試験、美容師試験に合格した上で、免許が与えられている。理容師試験、美容師試験における実技試験の内容も、養成施設における教育内容と同様、それぞれ異なっているものとなっている。以上のような相違も含め、理容師、美容師の制度は異なるものであり、その相互受入れを認めることは、制度の根幹を揺るがしかねず、実現は困難である。		C	I	1) 施行規則第9条の21に規定する麻薬小売業者間譲渡許可は、平成19年4月に施行されたが対象基本法に基づき、疼痛等の緩和を目的とする在宅医療を推進すべく、麻薬小売業者が自らの在庫不足により急な麻薬処方せんに対応できない場合であっても、医療用麻薬が適切かつ内服に患者に対し提供されるよう、法第24条第11項の規定による許可として定められたものである。 麻薬小売業者は、医師等に比べて適切な管理が求められており、現行の法において条約の遵守に迫った麻薬の流通規制が定められている。法第24条第11項は、特別の場合における麻薬譲渡の規制緩和事項となっており、当該条項による麻薬譲渡許可は麻薬の内流通管理の最終責任者である厚生労働大臣の権限に属していること。 したがって、ご要望にお応えすることは困難である。 2) 施行規則第9条の21に規定する麻薬小売業者間譲渡許可については、法第24条第11項に規定する麻薬小売業者の免許の有効期限が2年以上あり、麻薬小売業者の免許は2年に一度の更新となっている。間譲許可の申請を行う2以上の麻薬小売業者のグループについては、免許の有効期限がその年の12月31日の翌年と翌年の12月31日の翌年と異なることとなるため、麻薬小売業者の免許の有効期限が異なることとなる。麻薬小売業者の免許の有効期限を2年とすることは困難である。					1 0 2 9 0 1 0	長野県	長野県	厚生労働省		
0920090	麻薬小売業者に関する規制の見直し	麻薬及び向精神薬取締法(以下、「法」という)第24条第11項 麻薬及び向精神薬取締法施行規則(以下、「施行規則」という)第9条の2	麻薬小売業者が麻薬処方せんを所持する者以外者に麻薬を譲渡するとして、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。許可は、法第55条により地方厚生局長の承認を受けることとなる。施行規則第9条の2の規定により、同一都道府県の区域内にある2以上の麻薬小売業者が共同して麻薬を共同して申請し、他の麻薬小売業者がその在庫を譲渡することできない旨を記載し、当該麻薬小売業者がその在庫を譲渡するために必要な事項を記載することができる。当該麻薬小売業者の専ら所有する麻薬譲渡許可の有効期限は、許可の日からその日の属する年の12月31日(又は期間を指定して許可を受けるようとする期間の最後の日のいずれか早い日)までとされている。		1 麻薬小売業者間譲渡に係る許可権限を厚生労働省地方厚生局長(麻薬取締部)から都道府県に委譲 2 上記許可の期間を、現行の最長1年から2年に改正	【現状】麻薬小売業者間譲渡の許可は、厚生労働省地方厚生局長取締部が行い、その許可期間は最長1年である。 【実施内容・提案理由】 この制度でもそも麻薬小売業者の免許を有しなければ譲渡を行うことができないもので、当該許可については麻薬小売業者免許の権限を持つ都道府県知事が行うことが適当である。 また、申請者が事前相談のために、厚生労働省地方厚生局長取締部を訪ねる場合もあるが、移動距離や時間、また、経済的にも過大な負担となるものもあり、これらことから都道府県知事が許可を行うことが適当である。 2 麻薬小売業者の専ら所有する麻薬小売業者の専ら所有する麻薬譲渡許可の有効期限を延長し2年に改正するが適当である。 上記により、麻薬小売業者が譲渡許可を取得しやすくなるため、麻薬小売業者免許を持つ薬局の対応が向上し、ひいては患者の利便性の向上に資する。	C	I・III	1) 施行規則第9条の21に規定する麻薬小売業者間譲渡許可は、平成19年4月に施行されたが対象基本法に基づき、疼痛等の緩和を目的とする在宅医療を推進すべく、麻薬小売業者が自らの在庫不足により急な麻薬処方せんに対応できない場合であっても、医療用麻薬が適切かつ内服に患者に対し提供されるよう、法第24条第11項の規定による許可として定められたものである。 麻薬小売業者は、医師等に比べて適切な管理が求められており、現行の法において条約の遵守に迫った麻薬の流通規制が定められている。法第24条第11項は、特別の場合における麻薬譲渡の規制緩和事項となっており、当該条項による麻薬譲渡許可は麻薬の内流通管理の最終責任者である厚生労働大臣の権限に属していること。 したがって、ご要望にお応えすることは困難である。 2) 施行規則第9条の21に規定する麻薬小売業者間譲渡許可については、法第24条第11項に規定する麻薬小売業者の免許の有効期限が2年以上あり、麻薬小売業者の免許は2年に一度の更新となっている。間譲許可の申請を行う2以上の麻薬小売業者のグループについては、免許の有効期限がその年の12月31日の翌年と翌年の12月31日の翌年と異なることとなるため、麻薬小売業者の免許の有効期限が異なることとなる。麻薬小売業者の免許の有効期限を2年とすることは困難である。		C	I・III	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。				1 0 2 9 0 1 0	長野県	長野県	厚生労働省			
0920100	別々の法人による病院施設の他用途との時間区分共用	医療法(昭和23年法律第205号)第20条 「医療施設と疾病予防施設との併設について」(平成7年4月26日付医政発第390号)	・病院、診療所又は助産所は、清潔を保持するものとし、その構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるようなものでなければならない。 ・同一開設者が医療機関と疾病予防施設を併設する場合、機能訓練室を共用する場合には、病院又は診療所の患者に対する治療その他のサービスに支障がない場合は認められる。		病院のリハビリテーションに使用される機能訓練室を、時間区分により他の法人(株式会社など)が運営するフィットネスクラブのトレーニング室として兼用できるようにする。	・提案理由 現在の診療報酬体系では、所定の日数を超える原則的に点数が算定できないいわゆる「180日ルール」があり、患者はこの日数を超過して医療施設でリハを受け続けることができないことが問題となっている。一方で、民間のフィットネスクラブ事業者としては疾患を抱えた患者にサービスを提供することとリスクの軽減から受け入れられず、このことから、患者にとっては病院でのリハと民間のフィットネスクラブがどちらも利用できない「隙間の時間」が発生しており、社会復帰を目指す患者にとっては大きな問題である。 平成23年3月に発出された通知によって、同一医療法人の運営する疾病予防施設については適切な措置を講ずることで、時間区分による兼用が認められることとなり、また、民間のフィットネスクラブ事業者が提供するフィットネスクラブとの時間区分による兼用は認められていない。 医療施設のリハ室をフィットネスクラブとして利用することが可能になれば、医療関係者が抱えていることで民間事業者にとっての上記リスクを軽減できるだけでなく、患者にとっても同じ施設で継続的にサービスを受けることができ、また効率的な施設利用という経済的なメリットも大きいと考えられる。 ・代替措置 清潔を保持するため、フィットネスクラブとして利用している時間帯には医療施設へ入室する患者は制限し、患者が施設上を歩行しないようにするなど、管理区分を明確にするための措置を講じる。また、医療施設をフィットネスクラブ事業者に時間貸して貸貸することは収益業務に当たらないため、特別医療法人、社会医療法人のみを対象とする。	C	IV	○医療機関が設置した機能訓練室の疾病予防施設による共用については、「医療法と疾病予防施設の併設について」(平成7年4月26日付医政発第390号厚生省健康政策局長通知)及び同名通知(平成23年3月30日付医政発0330第11号厚生労働省医政局長通知)により、両施設の利用者にとって必要なサービスの提供に支障がない範囲で共用が認められている。 ○これは、仮に開設者と異なる主体(株式会社)に対して医療機関内の機能訓練室の共有を認めた場合、医療機関の患者に対して必要なときに適切な医療を提供することが困難となる等、医療機関の本業業務の運営に支障が生じるおそれがあるため、医療機関の開設主体による共用のみ認めているものである。 ○なお、御提案いただいた内容も含めて、医療法が多様なニーズに応えられる事業を実施できるよう、医療法人の附帯業務として疾病予防施設の設置を認めてきたことであるため、御提案の内容については、本制度の活用による対応をお願いしたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	C	IV	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	他の法人によるフィットネスクラブとの時間区分共用とする場合においても、機能訓練室は患者の利用を最優先とすることは可能であると考える。 1 医療法人自らが疾病予防施設の制度を活用し、病院機能訓練室と時間区分共用を行う場合においても、患者が使うことができない時間帯があるが、実際には機能訓練室を病院が常時使用するとはないため時間帯区分共用が可能となっているものと考えられる。この前提では医療法人以外の開設者がフィットネスクラブを時間区分によって運営する場合にも変わらないはずである。(以下、補足資料参照)			1 0 3 1 0 0 2 0	特定・特別医療法人 団十全会	岡山県	厚生労働省			
0920110	別々の法人による病院施設の他用途との常時兼用	医療法(昭和205号)第20条 「医療施設と疾病予防施設との併設について」(平成7年4月26日付医政発第390号)	・病院、診療所又は助産所は、清潔を保持するものとし、その構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるようなものでなければならない。 ・同一開設者が医療機関と疾病予防施設を併設する場合、機能訓練室を共用する場合には、病院又は診療所の患者に対する治療その他のサービスに支障がない場合は認められる。		病院のリハビリテーションに使用される機能訓練室を、常時兼用するフィットネスクラブのトレーニング室として兼用できるようにする。	・提案理由 現在の診療報酬体系では、所定の日数を超える原則的に点数が算定できないいわゆる「180日ルール」があり、患者はこの日数を超過して医療施設でリハを受け続けることができないことが問題となっている。一方で、民間のフィットネスクラブ事業者としては疾患を抱えた患者にサービスを提供することとリスクの軽減から受け入れられず、このことから、患者にとっては病院でのリハと民間のフィットネスクラブがどちらも利用できない「隙間の時間」が発生しており、社会復帰を目指す患者にとっては大きな問題である。 平成23年3月に発出された通知によって、同一医療法人の運営する疾病予防施設については適切な措置を講ずることで、時間区分による兼用が認められることとなり、また、民間のフィットネスクラブ事業者が提供するフィットネスクラブとの時間区分による兼用は認められていない。 医療施設のリハ室をフィットネスクラブとして利用することが可能になれば、医療関係者が抱えていることで民間事業者にとっての上記リスクを軽減できるだけでなく、患者にとっても同じ施設で継続的にサービスを受けることができ、また効率的な施設利用という経済的なメリットも大きいと考えられる。 ・代替措置 清潔を保持するため患者に対して事前にディカメックを行い、感染症の懸念がいか、また体力低下などから感染性にならないかを確認し、リスクのある患者に対してはリハ室でのリハを行わないようにする。 さらに管理上、フィットネスクラブの利用者と病院のリハを認めるよう札やリストクなどで明示を行い、サービスの提供と利用者との関係が疎離にならないようにする。 なお、医療施設をフィットネスクラブ事業者に時間貸して貸貸することは収益業務に当たらないため、特別医療法人、社会医療法人のみを対象とする。	C	IV	○医療機関が設置した機能訓練室の疾病予防施設による共用については、「医療法と疾病予防施設の併設について」(平成7年4月26日付医政発第390号厚生省健康政策局長通知)及び同名通知(平成23年3月30日付医政発0330第11号厚生労働省医政局長通知)により、両施設の利用者にとって必要なサービスの提供に支障がない範囲で共用が認められている。 ○これは、仮に開設者と異なる主体(株式会社)に対して医療機関内の機能訓練室の共有を認めた場合、医療機関の患者に対して必要なときに適切な医療を提供することが困難となる等、医療機関の本業業務の運営に支障が生じるおそれがあるため、医療機関の開設主体による共用のみ認めているものである。 ○御提案の内容については、衛生上、保安上の安全が確保されない等、医療機関の本業業務の運営に支障が生じるおそれがあるため、対応することは困難である。		C	IV	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。			1 0 3 1 0 0 2 0	特定・特別医療法人 団十全会	岡山県	厚生労働省				
0920120	被災地における「個人事業主」に対する「労働者性判断基準」の適用除外	労働基準法第9条	労働基準法第9条で、「労働者」とは「職業の種類を問わず、事業又は事務所に使われる者で、賃金を支払われる者をいう」と規定されている。		被災地における労働者性の判断基準を緩和することで、企業の積極的な自営業者等の受入れを促し、就労機会の増大を目指す。	被災地においては自営業者等の復興のために、早急な「職の創出」が必要である。昭和60年に示された「労働者性の判断基準」により個人事業主と委託・請負契約を締結する企業は、就業場所や業務実施時間を指定せず、業務の指示も行わないこと等と判断されている。企業が労働者として雇用する場合は、厳格な義務に拘束される。一方で、被災地の企業が独立して働く「自営業者」(個人事業主)等を自社内で社員と連携させ、未経験の分野について指導しながら「職」を提供できる環境にすれば、柔軟に受け入れ計画が立てられ、幅広く「職」の機会が生じること、その結果、自営業者にとっては復興を果たすまでの期間の就労機会が増大し、また、新たな能力開発の機会にもつながる。被災地においては早急な「職の創出」が必要なことから、労働者性の判断基準の適用除外とすることで、就労機会の増大を目指す。	C	I	労働条件の最低基準を定める労働基準法の第9条において、「労働者」とは「職業の種類を問わず、事業又は事務所に使われる者で、賃金を支払われる者をいう」と規定されており、この「労働者」に該当する者は労働基準法が適用され、権利が及ぶこととなる。労働基準法の労働者性の判断基準は、労働法の提供が使用者の指揮監督下において行われているか、労働の対価として報酬が支払われているかなどを判断し総合的に判断することとされており、契約形態が形式上は個人事業主であっても、「労働者」に該当すれば労働基準法が適用される。なお、御提案中の「労働者性の判断基準」は、労働基準法研究会報告書「労働基準法の「労働者」の判断基準について」(昭和60年)のことと理解する。これは労働者性の判断基準について従来の裁判例等にも準拠しているものである。 御提案のように、被災地において個人事業主「労働者性の判断基準」を適用しないこととすれば、個人事業主が営業して労働に該当する場合であっても労働者として扱われず、労働基準法等に定める最低労働基準等が適用されず、保護が及ばなくなるため、御提案に対応することは困難である。	C	I			1 0 3 2 0 1 0 0	株式会社バソナグループ	東京都	厚生労働省						

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・制度構築に 関する特例 措置の番号・ 名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府県からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置 の分類」 の見直し	「措置 の内容」 の見直し	各府県からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事項 管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係府庁
0920240	介護保険法の運用について	老人福祉法第十五条、第二十条の五 介護保険法第八條の二十四、第七十八條の二、第八十六條、九十四條	特別養護老人ホームの設置及び介護福祉施設の開設については、配置すべき職員の数や、設置すべき設備等に関する基準が定められており、その基準を満たした上で、都道府県知事の許可を受けることが必要である。		介護保険法に定める指定介護老人福祉施設の指定においては、特設介護施設は、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームであることを前提として次の通り運用すること。 ①特設介護施設を運営するブリッジ社会福祉法人が、当該施設の運用上、有効且つ必要とされる各介護保険給付事業の指定、認可においては、特別養護老人ホームであること ②介護保険法に定める市町村が行う各事業者の指定、指導、監督においては、当該ブリッジ社会福祉法人に対して、福島県は必要に応じてこれを代理執行することができる。 ③地域密着型特別養護老人ホーム並みの小規模な特設介護施設の利用者は、原則避難時において既に入居していた利用者である為、複数の市町村に亘ることになること。		C	—	ブリッジ社会福祉法人については、0920220のご提案に対する回答をご参照ください。 なお、特別養護老人ホームの設置や介護老人福祉施設の開設については、配置すべき職員の数や、設置すべき設備等に関する基準を満たした上で、都道府県知事の許可を受けることが必要である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。		—	仮に、管理コード090220のご提案にある特例措置が認められた場合においても、特別養護老人ホームの設置や介護老人福祉施設の開設については、配置すべき職員の数や、設置すべき設備等に関する基準を満たした上で、都道府県知事の許可を受けることが必要であり、ご提案の施設について、特別養護老人ホームであることを前提とした運用を認めることはできない。 なお、災害等のやむを得ない場合には、特別養護老人ホームにおいて定員超過利用が認められているところであり、東日本大震災に際しても、定員超過利用の場合の介護保険施設等における介護報酬や人員基準、設備基準等については、柔軟な取扱いを可能とする旨の事務連絡を各都道府県に発しているところである。			福島県 福祉推進プロジェクト	1 0 5 7 0 5 0	株式会社青木会計	福島県	厚生労働省	
0920250	民生委員・児童委員の定数基準の緩和	民生委員・児童委員の定数基準について（民生委員） （平成13年6月29日）（雇 用第43号 社援第1145号） （厚生労働省 雇用均等・児童 家庭局長、 厚生労働省社会・ 福祉局長 通知）	民生委員・児童委員の定数は、国の基準に基づき、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める。		厚生労働省の定める基準では、世帯数に応じて民生委員児童委員の数が定められているが、町内会（自治会）で高齢者等の要支援者の見守り活動を推進するため、当該定数基準について、民生委員児童委員の増員に限って緩和することで、規模の小さい町内会にも1人以上配置可能とする。	民生委員児童委員を規模の小さい町内会（自治会）にも1人以上配置し、区長（自治会長）、民生委員児童委員等で構成される町内福祉連絡会を市内全ての町内に設置して、要支援者の見守り活動を継続的に行う。 提案理由 越前市では、現在、町内福祉連絡会の設置を区長や民生委員児童委員に呼びかけているが、町内会（自治会）で高齢者等の要支援者の見守り活動を推進することにより、高齢者等の熱中症、孤独死の対策や児童虐待防止などの要支援者の見守り活動の強化と継続性を確保することができることと、区長等との連携強化、近年増加する民生委員児童委員の業務量の増加による負担の軽減、災害時における救護活動の強化等を図ることができ、助け合い、支え合う地域社会の形成が推進される。 しかしながら、複数の町内を担当する民生委員児童委員（約4割）の区域においては、地域住民や町内会との関係が希薄となり、町内単位で見守り活動を行うことが困難な状況である。	D	—	通知において、住民に対するサービスが適切に行われるよう地域の実情を踏まえ弾力的な定数設定を認めているところであり、ご指摘の趣旨で定員を緩和することは、特設問題ないと考えている。	右の提案主体からの確認に対し回答された。	D	お見込みのとおり。			1 0 2 8 0 1 0	越前市	福井県	厚生労働省			